

次期福岡市自殺対策総合計画の概要

H29. 11. 29

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画の趣旨

- ・福岡市の自殺者数は、全国同様に平成10年に急増して年間300人を超えて以来、高い水準で推移していた。このため福岡市においては、平成21年3月に「福岡市自殺対策総合計画」を策定し、関係機関や団体と連携しながら自殺対策に取り組み、その結果、平成23年以降、自殺者数は減少を続け、平成28年には233人となった。
- ・国においては、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、平成29年に「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が見直された。
- ・福岡市においても新大綱を踏まえ、自殺対策の取り組みを推進するため、次期計画を策定するもの。

(2) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

(3) 計画の性格

自殺対策基本法及び大綱に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定。

2 福岡市の現状

(1) 自殺者数、自殺死亡率

自殺者数	平成28年	福岡市	233人	全国	21,017人
自殺死亡率（人/人口10万人）	平成28年	福岡市	15.0	全国	16.8

(厚生労働省人口動態統計)

(2) 年代別の状況

年代別の自殺の状況では、自殺者数は40代、50代、30代の順で多くなっている。20～60代は減少傾向であるが、70代、80代以上は減少していると言えない。20・30代では自殺が死因の第1位となっている。

(3) 原因・動機の状況

健康問題が多く、次いで経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順になっている。

3 これまでの取り組み状況

(1) 現在の計画に基づく各団体の取り組み状況

各団体からのアンケート結果によると、ほとんどの項目が「推進中」「一部実施」となっており、個々の取り組みについては、概ね計画どおり進行している。

(2) 数値目標の状況

自殺者数については平成17年321人から平成28年までに256人以下へ（20%減）という目標に対し、平成28年233人と目標達成している。

4 次期計画における福岡市の主な取り組み

1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す ●自殺予防週間，自殺予防月間の普及啓発 ●自殺関連事象やうつ病等についての正しい知識の普及 等
2 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ●自殺の実態解明及び調査結果の関係機関・団体への情報提供 等
3 自殺対策に係る人材の確保，養成及び資質の向上を図る ●自殺対策に係る人材の資質の向上 ●様々な分野でのゲートキーパー養成 等
4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ●市民を対象としたメンタルヘルス ●大規模災害におけるこころのケア体制 等
5 適切な精神科保健医療福祉サービスを受けられるようにする ●保健，医療，福祉，法律等の関係機関・団体の連携体制構築 ●うつ病等の精神疾患の早期発見・早期治療 等
6 社会全体の自殺リスクを低下させる ●相談支援体制の充実 ●インターネット上の自殺対策，性的マイノリティ， 生活困窮者支援など新たな社会的取組みにおける自殺対策 等
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ●司法，救急，精神科医等の連携の強化 ●自殺未遂者の支援体制の構築 等
8 遺された人への支援を充実する ●遺族グループ支援 ●自死遺族法律相談 等
9 民間団体との連携を強化する ●活動中の民間団体との連携強化 等
10 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する ●児童生徒を対象とした「命の大切さ」を実感できる教育， 「SOSの出し方」教育 ●教職員への啓発，スクールカウンセラー等の配置 等
11 勤務問題による自殺対策をさらに推進する ●ストレスチェック制度によるセルフケア普及，集団分析による職場環境改善 ●長時間労働やパワーハラスメントなど労働問題への対策の促進 等

5 重点的に推進する三つの施策

- (1) 様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援
 - ・専門職や職域の団体等を対象に、直接的に自殺対策に係る人材の養成，資質向上
 - ・市民を対象に，身近な地域で自殺対策に係る人材の養成
 - ・専門家と地域のゲートキーパー間の連携
- (2) 自殺未遂者支援，自死遺族支援の強化
 - ・救急医療機関，精神科医，相談機関の連携を強化し，自殺未遂者を適切な支援につなげるようなシステム構築
 - ・自死遺族支援の充実と普及啓発
- (3) 若年層，児童・生徒への自殺予防に資する教育の推進
 - ・SOSの出し方教育及び，周囲の大人への普及啓発
 - ・相談体制の充実

6 数値目標

- (1) 自殺死亡率
平成 28 年の福岡市の自殺死亡率 15.0 を平成 38 年までに 13.0 以下
- (2) ゲートキーパー養成者数
年間 1,000 人以上

7 進行管理

自殺対策協議会において，各関係機関・団体の取り組み状況を報告し，協議・検討するとともに，「重点的に推進する三つの施策」については，下記の指標を設定し，それらの推移を定期的に把握し，進行管理の目安とする。

- ① 様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援に関する指標
→ゲートキーパー養成研修の実施回数や受講者数
- ② 自殺未遂者支援，自死遺族支援の強化に関する指標
→自殺未遂者・自死遺族支援について，自殺対策推進センターが支援を行った件数
- ③ 若年層，児童・生徒への自殺予防に資する教育の推進に関する指標
→教職員に対する関連研修の実施回数